

3月11日、JR東労組の全地本委員長会議が招集されたと耳にするが、その結果、何が決まったのだろうか。組合員にも、その内容は全く漏れ伝わってこないようだ。各地本の代表者が参加しているはずだが、強烈な箝口令が敷かれているのであろう。春闘回答の予定日が迫り、内外が高い関心を示す中において、JR東労組の組織の存亡をかけた会議の内容は、組合員には明らかにできる内容ではなかったか…？

2018春闘「回答指定日3月14日」を目前に控え

会社がJR東労組へ「6項目」に関する見解を求めたら信じ難い反応！

～JR東労組は「組織の存亡」をかけた「知恵絞り」～「内部崩壊」は加速か？！

会社の「勤労速報（3月10日付）」、JR東労組の「業務部速報 No. 69（3月9日付）」では、3月9日に開催された団体交渉の中で、会社がJR東労組に対し「今後の労使関係の基礎的条件」なる「6項目」を示し、これに対するJR東労組の見解を求めた旨が明らかにされている。ところが、労使双方の発行物の記載内容を抜粋して照合すると、JR東労組の目を疑うような主張と、意味不明さ、無責任な言行不一致ぶりが際立つ。

## ＜会社がJR東労組へ見解を求めた「6項目」と、JR東労組の反応＞

会社がJR東労組へ見解を求めた「今後の労使関係の基礎的条件」とする6項目	JR東労組の反応（主張）
①労働組合の権利に介入することはできないが、紛争状態の根源的解消を図り、労働協約に則り、労使間の諸問題は速やかに団体交渉における話し合いにより解決すること	闘申1号で結論を出しており、それ以上でも以下でもない
②業務改革と生産性向上のための各種施策の確実な実行に向け、時間軸を意識してスピード感を持って対応すること	※闘申1号とは『「所定昇給額」を算出基礎にしないベースアップの実施等を求める緊急申し入れ』を指す。‘結論’とは、JR連合の民主化闘争情報 No. 983でも具体的に紹介したとおり、労使で‘認識の一致’を確認したという虚偽宣伝内容を指すか？「労使の紛争状態は解決されたことを確認した」と主張しているが、会社の認識は全く異なる。
③この間、36協定の短期での締結が、現場を疲弊させ現場管理者に不要な苦勞をかけ、社員に不安を与えていることを認識し、36協定を安定的に締結すること	※各項目への回答にもなっていない。
④My Projectなど、職場における業務改善や自己啓発を尊重すること	会社の指摘する事実はなく、指摘された事実があるという認識もない
⑤脱退した社員等に対する嫌がらせや残留強要、業務上での非協力の教唆といった行為を行わず、職場規律の厳正に関して、組織として指導すること	
⑥「不当労働行為」といった事実と異なる喧伝をやること	申20号団体交渉で主張した通りである

今後「6項目」の扱いをどうするのか、あるいは、ストライキ戦術をめぐる七転八倒の責任を誰に被せるか、臨時大会を開催するのか、組織瓦解の食い止め・生き残り策をどうするのか、大量脱退の最中でいかにして活動資金源を確保するのか等々、熱い議論が繰り広げられたのであろうと推測するが、組合員不在の運動にも程があろう。